枝幸小学校いじめ防止基本方針

R３．５ 一部改訂

１　いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＊「いじめ防止対策推進法」及び「北海道いじめの防止等に関する条例」から

そして，個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的に行うことなく，いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

上記の考え方のもと，本校では全ての職員が「いじめは，どの学校・どの学級でも起こりうるものであり，いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち，全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように，「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として，以下の５つのポイントをおさえる。

①いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくり。

②児童一人一人の自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動を推進する。

③いじめの早期発見のために有効な手段を講じる。

④いじめの早期解決のために，当該児童の安全を保証するとともに，学校内だけでなく各種関係機関と協力して解決にあたる。

⑤学校と家庭が協力して事前・事後指導にあたる。

２　いじめの未然防止のための取組　　→＊詳細は別添「いじめ未然防止プログラム」参照

児童一人一人が認められ，お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また，教師一人一人が分かりやすい授業に心がけ，児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て，自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また，「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように，教育活動全体を通して指導する。そして，見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として，いじめに加担していることを伝える。

（１）いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくり

①自己存在感を高める学級づくり

②「ねがい」（生徒指導部通信）の発行

＜R5.2月＞～全校一斉道徳「いじめ防止授業」の取組と成果状況

保護者の皆様へのお願い等

③あいさつ運動・全校集会【児童会】

○いじめゼロを目指した活動を推進する。

④ありがとうの木【児童会】

○関わりを豊かにし，思いやりや感謝の心をもって，周囲に応えようとする心情を高めるために，児童会主催で「ありがとうの木」に取り組む。

⑤「宗谷管内子ども地区会議」への参加，成果交流【児童会】

⑥全校への呼びかけ（放送）【児童会】

「いじめは絶対にしてはいけない」取組

⑦枝小のいじめ防止基本方針（定義や取組、解消の要件等）に係る保護者・地域への説明

○4月PTA総会（含PTA役員会）

○学校ホームページ

○各学級懇談会

○「ねがい」生徒指導部通信

○C.S.学校運営協議会等

（2）児童一人一人の自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動を推進する。

①枝小っ子が「学校に行くのが楽しい」と思える教育課程の編成

○子ども達に資質・能力を確実に身に付けさせる教育課程を編成する。

②一人一人が活躍できる学習活動

○生徒指導の3機能を生かした日常の授業の充実(自己決定・自己存在感・共感的な人間関係）

○多様な見方や考え方を交流する道徳科の授業の充実

○なかよし活動での異年齢交流の充実（児童会集会・縦割り班清掃・挨拶運動・ドッジボール大会他）

○児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

○児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

③他者とつながる喜びを味わう体験活動

○友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と，相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また，学校行事や児童会活動，総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

④人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

○朝の活動でソーシャルスキルトレーニングを行い，自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ，そんな中に認められる自分が存在することを感じることで，自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

⑤教職員による校内研修
○いじめの定義や取組等に係る共通理解
○生徒指導実態交流(日常の職員終会、校内研修の時間)

３　いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

（1）いじめの早期発見のために有効な手段を講じる。

①　「いじめはどの学校でも，　どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち，全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより，児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

②　おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し，　より大勢の目で当該児童を見守る。

③　様子に変化が見られる場合には，　教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ，　解決すべき問題がある場合には，「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き，　問題の早期解決を図る。

④　「学校生活に関するアンケート」を年2回行い，　児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。(学校評価アンケート年 2 回)

⑤　エと同様に年2回の「アンケート」により，実践的な態度を養う道徳教育を推進する。

（2）いじめの早期解決のために，　全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

①　いじめ問題を発見したときには，　学級担任だけで抱え込むことなく，　学校長以下全ての教員が対応を協議し，　的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

②　情報収集を綿密に行い，　事実確認をした上で，　いじめられている児童の身の安全を最優先に考え，いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③　傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめと同様であることを指導する。

④　校内だけでなく関係団体や専門家と協力をして解決にあたる。

⑤　いじめられている児童の心の傷を癒すために，　養護教諭等と連携を取りながら指導を行っていく。

（3）家庭や地域，　関係機関と連携した取組

①　いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし，　学校側の取組についての情報を伝えるとともに，家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

②　学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば，　委員会，局，関係機

関と連携を図る。

4　いじめ問題に取り組むための校内組織

（1）校内の組織

①職員会議や職員終会

○課題や指導経過等についての情報交換，及び共通行動について確認する。

②　**「いじめ防止対策委員会」**

○いじめ防止に関する措置を実効的に行うために設置する。必要に応じて外部有識者を招聘する。

〔構成員〕　校長，教頭，生徒指導部長，養護教諭，当該学級担任

（2）家庭や地域，関係機関と連携した組織（仮称　生徒指導委員会）

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は，その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また，状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は，校長に報告し，校長の指示により敏速に支援体制をつくり，対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに，緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは次のとおりである。

〔構成員〕　校長，教頭，生徒指導部長，ＰＴＡ会長，町教委職員，枝幸警察署，主任児童委員（２人）スクールソーシャルワーカー，校区自治会会長，枝幸町町民課・子育て推進課職員

♦もし、児童間のトラブルが発生したら・・・

～いじめ対応フローチャート～

いじめ早期発見対策

児童とのふれあい活動から（朝の時間・休み時間・登下校時）

「悩み相談アンケート」や教育相談等から

保護者から
地域情報から（民生委員、民生児童委員等）

●些細なトラブルと思われる状況であっても、担任一人のみで判断せずに、低中高ブロックや生徒指導部等の複数の教員と情報共有し、教頭（校長）へ報告する。

～初期対応の重視～

いじめの可能性発見

認知に至らずとも組織的に解決を！

被害及び加害児童保護者への説明（共通理解と支援要請）

いじめの状況把握と事実確認
①５Ｗ１Ｈに基づく全容解明（積極認知）
②経過の記録化

教育委員会への報告
（状況・現状・対応策）

いじめ解決へ共通理解・共通対応
①いじめ防止対策委員会を招集
②全職員での共通認識・共通行動
③被害及び加害児童の心のケア、指導
④関係機関との連携
⑤他の児童及び保護者への周知と協力依頼

当該保護者への継続的な報告・説明

★いじめ解消の要件★
①行為が止んでいる状態で３か月経過
②被害者が心身の苦痛を受けていない

教育委員会への継続的な連絡・報告

指導の重点化・見直し
①いじめを許さない毅然とした指導の展開
②カウンセリングの継続（スクールカウンセラーの活用）
③生命尊重についての再指導（道徳・学級指導を核に）
④人権教育の徹底　⑤いじめ防止に係る研修（体験的研修の重視）
⑥対策方針や指導の見直しの保護者・地域住民への公開　⑦PTA での研修会の実施

情報公開と評価　**①児童へのアンケートの実施②情報の公開・報告③対応に係る検証改善**